

決 定 要 旨

被 審 人 (住所) 台湾
(氏名) A

上記被審人に対する令和3年度(判)第9号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法(以下「法」という。)第185条の6の規定により審判長審判官長尾洋子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金216万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和4年6月27日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和4年4月26日

金融庁長官 中島 淳一

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、法人Bの役職員であるが、遅くとも令和元年7月12日午前8時18分頃までに、東京都港区六本木三丁目2番1号に当時本店を置き、東京証券取引所市場第二部に上場する株式会社リミックスポイント（以下「リミックスポイント」という。令和4年4月4日、スタンダード市場へ移行。）の連結子会社で仮想通貨交換業等を事業目的とする株式会社ビットポイントジャパン（以下「BPJ」という。）と法人Bとの間の仮想通貨取引所利用契約等の契約の履行に関し、BPJの仮想通貨取引管理システムがハッキングを受けて同社の管理する仮想通貨が不正に流出し損害が発生した旨の重要事実を知りながら、法定の除外事由がないのに、当該重要事実の公表がされた令和元年7月12日午後1時30分より前の同日午前10時30分頃、C証券等を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算で、リミックスポイント株式合計1万800株を売付価額合計443万500円で売り付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第1号、第166条第1項第4号、第2項第6号イ、第176条第2項

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

- (1) 法第175条第1項の規定により、法第166条第1項の規定に違反して自己の計算において同項に規定する有価証券の売付け等をした場合、(ア)当該有価証券の売付け等について当該有価証券の売付け等をした価格にその数量を乗じて得た額から、(イ)当該有価証券の売付け等について業務等に関する重要事実の公表がされた後二週間における最も低い価格に当該有価証券の売付け等の数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(410 \text{ 円} \times 8,300 \text{ 株} + 411 \text{ 円} \times 2,500 \text{ 株}) - (210.2 \text{ 円} \times 10,800 \text{ 株}) \\ = 2,160,340 \text{ 円}$$

- (2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、2,160,000円となる。